

# 堺市スマートハウス化支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 5 月 1 日制定

## 1 補助金の名称

この補助金の名称は、堺市スマートハウス化支援事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

## 2 補助金の目的

この補助金は、次の各号に掲げる場合に、要した費用の一部を補助することにより、太陽光発電システム等の導入を促進し温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

- (1) 市内の戸建て住宅、集合住宅、地域会館（本市の補助金を受けて小学校区に整備された自治会活動の拠点施設をいう。以下同じ。）又は集会所（主として地域住民の集会に供せられる施設をいう。以下同じ。）に太陽光発電システムを導入した場合。
- (2) 市内において Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスをいう。以下同じ。）を取得した場合。
- (3) 市内において F C V（燃料電池自動車をいう。以下同じ。）を導入した場合。
- (4) 市内の既存の集合住宅に電気自動車等の充電設備を導入した場合。

## 3 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成 1 2 年堺市規則第 9 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## 4 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 戸建て住宅

一つの建物が 1 住宅であって、建物の区分所有等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 6 9 号）第 1 条に定める区分所有権を有さない住宅（居宅として登記されている店舗、事業所等との併用住宅を含む。）

### (2) 集合住宅

1 棟の建物が、共用部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅

## 5 補助対象事業

補助対象事業は、別表第1のとおりとする。

## 6 補助対象者

補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、同じ年度に同じ導入場所（FCVにあつては自動車検査証の使用の本拠の位置をいう。）への同じ補助対象事業に係る補助金は申請をすることはできない。

- (1) 別表第2の要件を満たす者であること。
- (2) 堺市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと（法人の場合は、同法第9条第21号ロに規定する役員がこれらに該当しないこと。）。

## 7 補助対象機器、補助対象経費及び補助金の額

補助対象機器、補助対象経費及び補助金の額は、別表第3のとおりとする。

## 8 補助金の交付の申請

補助金の交付の申請の手続は、次のとおりとする。なお、太陽光発電システムの導入とZEH取得とを重複して申請をすることはできない。

- (1) 交付の申請をしようとする者は、補助対象事業の完了後に、堺市スマートハウス化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）その他の別表第4に掲げる必要書類を市長に提出しなければならない。
- (2) 交付の申請は、令和8年6月25日から令和9年2月15日（その日が本市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直前の休日でない日）までの間に行わなければならない。ただし、補助金交付申請額の合計額が予算に達した日をもって受付を終了する。

- (3) リース契約等により補助事業を実施しようとする場合は、リース事業者等が共同申請者となり、設備の提供を受ける事業者と共同で交付の申請をしなければならない。
- (4) 交付の申請は、持参又は本市に到達した日が確認できる書留等の郵送の方法により行うものとする。
- (5) 持参による交付の申請は、環境局カーボンニュートラル推進部環境エネルギー課の窓口において、休日を除き、午前9時から午後5時15分まで受け付けるものとする。
- (6) 本市に到達した日が確認できる書留等の郵送による交付の申請は、本市に到達した日をもって提出日(その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日)とする。

## 9 手続代行者

前項に規定する補助金の交付の申請及び第12項に規定する補助金の交付の申請の取下げについては、これらの書類の提出等を第三者(以下「手続代行者」という。)に代行させることができる。

## 10 補助金の交付の条件

補助金の交付の申請に当たっては、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。

## 11 補助金の交付の決定及び額の確定

- (1) 市長は、受け付けた補助金の交付の申請について、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定及び額の確定をするものとする。
- (2) 市長は、補助金の交付の決定及び額の確定をしたときは、堺市スマートハウス化支援事業補助金交付決定及び交付額確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。ただし、リース契約等に係る申請の場合は共同申請者に通知するものとする。
- (3) 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

## 12 補助金の交付の申請の取下げ

- (1) 補助金の交付決定及び額の確定通知を受けた者は、前項第2号の規定による通知を

受けた日から起算して30日以内に補助金の交付の申請を取り下げることができる。

(2) 前号の取下げをしようとするときは、その旨を書面で申し出なければならない。

(3) 市長は、前号の規定による取下げの申出を受理した場合は、当該申出に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

### 1.3 補助金の交付

(1) 補助金は、第11項第1号の規定による補助金の額の確定後交付する。

(2) 補助事業者は、補助金の額の確定について通知を受けたときは、速やかに堺市スマートハウス化支援事業補助金交付請求書(様式第5号)により補助金の交付の請求を市長に対して行わなければならない。

(3) 前号の規定による請求の期限は、令和9年4月7日(その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日)とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

### 1.4 協力

市長は、補助事業者に対し、補助事業の効果検証及び本市が取り組む温室効果ガス排出削減の推進に係る事項について協力を求めることができる。

### 1.5 財産の管理及び処分の制限

(1) 補助事業者は、導入に係る支払いの領収日(ZEHは住宅の引渡日)から起算して、太陽光発電システム及びZEHは6年間、FCVは4年間、充電設備は5年間、補助対象機器の点検及び必要な整備を行うなど善良なる管理者の注意をもって管理し、使用しなければならない。

(2) 補助事業者は、補助対象機器を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、前号に規定する期間を経過した場合は、この限りではない。

(3) 補助事業者は、第1号に規定する期間内に補助対象機器の処分を行う場合は、市長に対し、書面で申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象機器等が災害又は火災によって使用できなくなった場合又は立地上若しくは構造上、危険な状態となった場合その他補助事業者の責めに帰すべき事情によらない財産処分を行ったときは、財産処分実施後の報告をもって当該書面の提出に代えることができる。

- (4) 補助事業者は、第1号に規定する期間を経過するまで、補助対象機器に関する書類を保管しなければならない。

## 16 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和8年度の予算に係る補助金（当該年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第5項関係）

補助対象事業の要件

補助対象事業	要件
太陽光発電システムの導入	<p>次の要件を全て満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電する装置であり、建築物の住居の用に供する部分（集合住宅にあつては共用部分を、地域会館又は集会所にあつてはその用に供する部分を含む。以下「住居部分」という。）に電力を供給するために導入されたものであること。（可搬式のものを除く。）</li> <li>2 次に掲げるいずれかの期日が令和8年2月1日から令和9年1月31日までの間であること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 導入に係る支払の領収日</li> <li>(2) 導入された住宅の引渡日</li> </ol> </li> <li>3 未使用品であること。</li> <li>4 戸建て住宅への導入にあつては、以下に掲げるいずれかの機器等との組合せにより導入されたものであること。ただし、PPAやリース契約、賃貸物件の場合は、当該組合せによらずに導入することができる。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>組合せに係る機器等（当該機器等は補助の対象とならない。）            定置式蓄電システム、燃料電池システム、ヒートポンプ式給湯システム、電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。）</p> <p>（注1）電気自動車は、自動車検査証の使用の本拠の位置が当該戸建て住宅の居住者の住所と同じであること。</p> <p>（注2）太陽光発電システムが戸建て住宅に導入された場合において、備考に掲げるいずれかの機器等が既に導入されているときは、組合せの対象とすることができる。</p> </div>
ZEHの取得	<p>次の要件を全て満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅の外皮平均熱貫流率（UA値）が0.46以下であること。</li> <li>2 再生可能エネルギー等を除いた基準一次エネルギー消費量からの設計一次エネルギー消費量削減率が35%以上削減されていること。</li> <li>3 再生可能エネルギー等を加えた基準一次エネルギー消費量からの設計一次エネルギー消費量削減率が100%以上削減されていること。</li> <li>4 戸建て住宅の引渡日が令和8年2月1日から令和9年1月31日までの間であること。</li> </ol> <p>（注3）上記1、2、3はBELS評価書等で確認できること。</p>
FCVの導入	<p>次の要件を全て満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象のFCVであること。</li> <li>2 自動車検査証の使用の本拠の位置が市内の住所であること（堺ナンバーであること。）。)</li> <li>3 自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が「自家用」であること。</li> </ol>

	<p>4 新車として導入するもので、自動車検査証の初度登録年月が令和8年2月から令和9年1月までの間であること（中古輸入車の初度登録を除くものとする。）。</p>
<p>既存の集合住宅向け 充電設備の導入</p>	<p>次の要件を全て満たすもの。</p> <p>1 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）のうち、マンション等への充電設備設置事業としての補助金の対象であること。</p> <p>2 市内における新築を除く集合住宅に属する駐車場への導入であること。（既存のマンション管理組合による分譲集合住宅の建替えの場合を含む。）</p> <p>3 未使用品であること。</p> <p>4 導入に係る支払の領収日が令和8年2月1日から令和9年1月31日までの間であること。</p>

別表第2（第6項関係）

1 補助対象事業による補助対象者の要件

補助対象事業	補助対象者の要件											
太陽光発電システムの導入	太陽光発電システムを導入等した者であること（太陽光発電システムの工事施工事業者及び住宅販売事業者を除く。）。											
ZEHの取得	ZEHを取得した者であること（ZEHの施工事業者及び販売事業者を除く。）。											
FCVの導入	<p>個人の申請の場合</p> <p>FCVを導入し、自動車検査証に記載の所有者と使用者が同一であること。ただし、次の表の左欄に掲げる場合は、同欄の区分に対応する自動車検査証上の記載事項を同表の中欄及び右欄に定める者とする。</p> <table border="1" data-bbox="544 674 1422 1032"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 674 884 786">自動車検査証 導入の区分</th> <th data-bbox="888 674 1139 786">所有者の氏名 又は名称</th> <th data-bbox="1144 674 1422 786">使用者の氏名 又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 792 884 904">所有権留保付ローンによる購入の場合</td> <td data-bbox="888 792 1139 904">自動車販売会社 又はローン会社等</td> <td data-bbox="1144 792 1422 904">導入者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 911 884 1032">リース契約等の場合 (共同申請)</td> <td data-bbox="888 911 1139 1032">リース事業者等 (共同申請者)</td> <td data-bbox="1144 911 1422 1032">導入者（リース契約等による提供先）</td> </tr> </tbody> </table>	自動車検査証 導入の区分	所有者の氏名 又は名称	使用者の氏名 又は名称	所有権留保付ローンによる購入の場合	自動車販売会社 又はローン会社等	導入者	リース契約等の場合 (共同申請)	リース事業者等 (共同申請者)	導入者（リース契約等による提供先）		
	自動車検査証 導入の区分	所有者の氏名 又は名称	使用者の氏名 又は名称									
所有権留保付ローンによる購入の場合	自動車販売会社 又はローン会社等	導入者										
リース契約等の場合 (共同申請)	リース事業者等 (共同申請者)	導入者（リース契約等による提供先）										
<p>個人以外の申請の場合</p> <p>1 FCVを導入し、自動車検査証に記載の所有者と使用者が同一であること。ただし、次の表の左欄に掲げる場合は、同欄の区分に対応する自動車検査証上の記載事項を同表の中欄及び右欄に定める者とする。</p> <table border="1" data-bbox="533 1256 1449 1771"> <thead> <tr> <th data-bbox="533 1256 927 1368">自動車検査証 導入の区分</th> <th data-bbox="932 1256 1182 1368">所有者の氏名 又は名称</th> <th data-bbox="1187 1256 1449 1368">使用者の氏名 又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="533 1375 927 1487">所有権留保付ローンによる購入の場合</td> <td data-bbox="932 1375 1182 1487">自動車販売会社 又はローン会社等</td> <td data-bbox="1187 1375 1449 1487">導入者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1494 927 1606">リース契約等の場合 (共同申請)</td> <td data-bbox="932 1494 1182 1606">リース事業者等 (共同申請者)</td> <td data-bbox="1187 1494 1449 1606">導入者（リース契約等による提供先）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1612 927 1771">役員又は従業員等が管理責任者として、「自動車保管場所証明書」を取得している場合</td> <td data-bbox="932 1612 1182 1771">導入者</td> <td data-bbox="1187 1612 1449 1771">法人の役員 又は従業員等</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、自動車販売を営む事業者（共同申請者とならないリース事業者等を含む。）や行政機関は、補助金の交付の申請をすることができない。</p>	自動車検査証 導入の区分	所有者の氏名 又は名称	使用者の氏名 又は名称	所有権留保付ローンによる購入の場合	自動車販売会社 又はローン会社等	導入者	リース契約等の場合 (共同申請)	リース事業者等 (共同申請者)	導入者（リース契約等による提供先）	役員又は従業員等が管理責任者として、「自動車保管場所証明書」を取得している場合	導入者	法人の役員 又は従業員等
自動車検査証 導入の区分	所有者の氏名 又は名称	使用者の氏名 又は名称										
所有権留保付ローンによる購入の場合	自動車販売会社 又はローン会社等	導入者										
リース契約等の場合 (共同申請)	リース事業者等 (共同申請者)	導入者（リース契約等による提供先）										
役員又は従業員等が管理責任者として、「自動車保管場所証明書」を取得している場合	導入者	法人の役員 又は従業員等										
既存の集合住宅向け充電設備の導入	<p>次のいずれかの者</p> <p>(1) 市内における賃貸集合住宅の所有者</p> <p>(2) 市内における分譲集合住宅の管理組合</p> <p>(3) 前(1)・(2)号に規定する集合住宅に係る導入場所の管理・使用の権限</p>											

	<p>を有する者</p> <p>(4) 前 (1)・(2)・(3) 号に規定する者から許諾を受け、充電設備を導入し、 所有するリース事業者</p>
--	---

別表第3（第7項関係）

太陽光発電システムに関する補助対象機器、補助対象経費及び補助金の額

補助対象機器	補助対象経費	補助金の額	
		太陽光発電システム	設備費及び工事費
		戸建て住宅以外	一律10万円

（注1）発電した電力を集合住宅（賃貸物件を除く。）の専用部分に供給する場合は、補助金の額を一律4万円とする。

ZEHに関する補助対象機器、補助対象経費及び補助金の額

補助対象機器	補助対象経費	補助金の額
太陽光発電システム	設備費及び工事費	一律10万円
定置式蓄電システム		
高効率給湯設備		
燃料電池システム		
HEMS		

（注2）未使用品であること。

（注3）ZEHの施工事業者又は販売事業者の登記事項証明書等に記載の本店の所在地が市内の事業者の場合は、一律20万円。

FCV、既存の集合住宅向け充電設備に関する補助対象機器、補助対象経費及び補助金の額

補助対象機器	補助対象経費	補助金の額
FCV	車両に係る経費	一律20万円
既存の集合住宅向け充電設備	設備費 ただし、10万円以上（2基以上の導入の場合はその合計額とする。）の場合に限る。	20万円又は設備費の合計額の2分の1の低い方の額 ただし、国等の補助金を除いた額の2分の1とする

（注4）充電設備については、設備費のみが補助対象であって、工事費その他の費用は補助対象とならない。

（注5）消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。

（注6）値引きがある場合は、値引き後の金額を補助対象経費とする。

（注7）補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第4（第8項関係）

必要書類

区分	提出が必要な書類	備考
共通	堺市スマートハウス化支援事業補助金 交付申請書（様式第1号）	
	補助対象事業の内容（様式第2号）	
	堺市税の納税状況が分かる書類	
	補助対象経費が分かる領収書等の写し （FCVと既存の集合住宅向け充電設備は除く）	・補助対象経費の記載がない場合は、別途内訳明細が分かる契約書類等の写しを提出 ・領収書は領収等証明書の写しで代用可能
太陽光発電システム関連		
区分	提出が必要な書類	備考
共通	電力会社との系統連系が分かる書類	発電した電力の全量を戸建て住宅の住居の用に供する部分に供給する場合は、そのことが分かるもの
	太陽光パネルの設置が分かる書類	
	建物外観のカラー写真	
戸建て住宅の組合せとする「定置式蓄電システム・燃料電池システム・ヒートポンプ式給湯システム」	機器の設置が分かる書類	
戸建て住宅の組合せとする「電気自動車」	自動車車検証の写し	電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写しを提出
法人格のないマンション管理組合等が申請する場合	1 管理組合の場合 現在の代表者として、選定されることが分かる書類（総会議事録等） 2 管理組合でない場合 導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類（管理者として選任されることが分かる書類等）	
法人であるマンション管理会社等が申請する場合	1 導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類 2 役員情報届出書（様式第3号）	2 同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出
自治会等の代表者が申請する場合	会則、規約等の写し	
住宅の引渡日が申請要件となる場合	住宅の引渡証明書等の写し	
居宅として登記されている店舗又は事業所等	建物の登記事項証明書等	

との併用住宅の場合		
Z E H関連		
区分	提出が必要な書類	備考
共通	住宅の引渡証明書等の写し	
	最終仕様のB E L S申請に係るB E L S評価書の写し	
	建物外観のカラー写真	
太陽光発電システム	1 電力会社との系統連系が分かる書類 2 太陽光パネルの設置が分かる書類	1 発電した電力の全量を戸建て住宅の住居の用に供する部分に供給する場合は、そのことが分かるもの
定置式蓄電システム・高効率給湯設備・燃料電池システム及びHEMS	以下の1、2のいずれか。 1 保証書又は出荷証明書の写し 2 機器の型番（形式その他）が分かる書類及び設置が分かる書類	
Z E Hの施工事業者又は販売事業者が市内事業者	市内事業者であることが分かる登記事項証明書等	
居宅として登記されている店舗又は事業所等との併用住宅の場合	建物の登記事項証明書等	
F C V関連		
	提出が必要な書類	備考
	1 自動車検査証及び自動車検査証記録事項 2 車両代金の支払いを確認するいずれかの書類 (1) 領収書等の写し (2) ローン等に係る契約書の写し(所有権留保付ローン等による購入の場合) 3 補助対象経費が分かる注文書、契約書等の写し 4 役員又は従業員等が「自動車保管場所証明書」を取得している場合 (1) 車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書 (2) 役員又は従業員等であることが分かるもの	1 使用の本拠の位置がわかること 2(1) ・領収書は領収等証明書の写しで代用可能 ・リース契約等の場合は販売業者に対しての支払が分かる領収書等を提出 2(2) ・申請者が契約者となっているもの ・販売業者からローン会社に発行された領収書の写し(但し、申請者と購入した車両代金の支払い分であることがわかること)で代用可能 3 車両本体価格、下取り、値引き等の明細があり、内訳がわかるもの 4(1) 任意様式あり (2) 役員の場合は役員情報届出書(様式3号)で可
既存の集合住宅向け充電設備関連		
	提出が必要な書類	備考

<p>1 共通書類 以下の(1)(2)のいずれか。</p> <p>(1) 保証書又は出荷証明書の写し</p> <p>(2) 機器の型番(型式その他)が分かる書類及び設置が分かる書類</p> <p>2 領収書等の写し</p> <p>3 補助対象経費が分かる契約書等の写し</p> <p>4 国等の補助金の交付を受けている場合 補助金の額の確定通知書の写し</p> <p>5 国等の補助金の交付を受けていない場合 集合住宅向け充電設備の補助金に係る誓約書(様式第6号)</p> <p>6 法人格のないマンション管理組合等が申請する場合</p> <p>(1) 管理組合の場合 現在の代表者が選定されたことを証する書類(総会議事録等)</p> <p>(2) 管理組合でない場合 導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類(管理者として選任されたことが分かる書類等)</p> <p>7 法人であるマンション管理会社等が申請する場合</p> <p>(1) 役員情報届出書(様式第3号)</p> <p>(2) 導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類</p>	<p>2 リース契約等の場合は販売業者に対しての支払が分かる領収書等を提出</p> <p>3 充電設備に係る設備費、値引き等の明細があり、内訳がわかるもの</p> <p>7 (1) 同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出</p>
---	---

上記の申請者の書類に加えて、該当する場合は以下の必要書類

リース契約等の場合(共同申請者としての必要書類)	
提出が必要な書類	備考
<p>1 リース契約書等の写し</p> <p>2 リース料等計算書(リース料金(税抜き額)等から補助金相当分が還元されることが分かるもの)</p> <p>3 役員情報届出書(様式第3号)</p>	<p>3 同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出</p>
その他市長が必要と認める書類	